

(別表1)

作業種別における作業量

車両数：両、作業日数：日

		大 清掃		観光 バス 清掃	周遊 バス 清掃	コミュニ ティバス 清掃
新栄営業所・ バス整備工場	車両数		8	8	7	3
	作業日数	月～金	240	365	365	153
	計		1,920	2,920	2,555	459
	車両数		0	※周遊バスはバス整備工場で、 コミュニティバス及び観光バス は新栄営業所で行う。		
	作業日数	土・日祝	0			
	計		0			

- ※ 作業日数は最大値であり、車両数については作業指示により変動がありうるものとする。
- ※ 周遊バス清掃について、サクラジマアイランドビューで使用した大型車両を含む。
- ※ 各作業種別における清掃車両については、出勤担当者の指示に従うこと。
- ※ 上表は、8月14日、8月15日については土曜日、12月29日から翌年1月3日については日祝で積算する。

車 両 清 掃 作 業 基 準 表 1

(大清掃)

区 分			清 掃 方 法	適 要	区 分			清 掃 方 法	摘 要	
内外	大 別	細 別			内外	大 別	細 別			
車 内	シート	シート及び 背受面	固く絞ったタオルで拭き、乾いたタオルで拭く。 汚損部分は洗剤を使用し除去する。	最後部のシートを取り外し、塵芥等を掃き出すこと。	側 面	窓ガラス	自動車用希釈性撥水洗剤を使用し水洗い後、ドライワイパー等で拭き取り、乾いたタオルで拭く。	き損部分があった場合は運行管理者に報告すること。		
		背受裏面								
	床	床	塵芥・土砂を箒で掃きとり、よく絞ったモップ等で拭き取る。	モップは洗浄されたものを使用すること。					外 板	後輪より後部は自動車用希釈性撥水洗剤を使用し水洗いし、乾いたタオルで拭く。
		ステップ								
	天井	天井	水拭きし、乾いたタオルで拭く。 汚染部分は洗剤を使用し除去する。 ※その他乗客が触れる場所についてもアルカリ性液等（次亜塩素酸ナトリウムを含む）を用いたタオルで清掃すること。	作業のため、錠・金具等を外したときは作業終了後完全に施錠すること。 き損部分があった場合は運行管理者に報告すること。		扉	自動車用希釈性撥水洗剤を使用し水洗いし、乾いたタオルで拭く。			
	装 具	柱							窓 枠	告 告 板
		窓 枠								
		ガ ラ ス								
		腰 板				窓 戸 袋	水拭きし、汚損部分は自動車用希釈性撥水洗剤を使用して除去後、タオルで拭く。			
		吊 革							外 板 バンパー	自動車用希釈性撥水洗剤を使用し水洗し、乾いたタオルで拭く。
		吊 革 棒				前 照 灯				
		にぎり棒					黄 灯			
		告 告 枠				車 幅 灯				
		灯 具					尾 灯			
		天 井				制 動 灯				
		換 気 扇					フ ラ ッ シ ャ ー			
		クーラー吹出口				ミ ラ ー				
		後部ひな段					方 向 幕 ガ ラ ス			
		スピーカー	系 統 幕 ガ ラ ス							
	車内ミラー	リ ャ ガ ラ ス								
後部エンジン ルーム 上張り			後部エンジン ル ーム 上 張 り							
	フェンダー	泥土を水洗い除去する。								
	タ イ ヤ	自動車用希釈性撥水洗剤を使用し水洗いする。								
	フロントガラス	自動車用希釈性撥水洗剤を使用し水洗い後、乾いたタオルで拭く。								

車 両 清 掃 作 業 基 準 表 2

(観光バス清掃)

区 分			清 掃 方 法	摘 要	区 分			清 掃 方 法	適 要		
内外	大 別	細 別			内外	大 別	細 別				
車 内	シート	シート及び 背受面 背受裏面	固く絞ったタオルで拭いた 後、乾いたタオルで拭く。 汚損部分は洗剤を使用し除去 する。	座席の下 通 路 運 転 席	側 面	窓ガラス	固く絞ったタオルで拭き取る。	き損部分があった場合 は、運行管理者に 報告すること。			
		天 井				天 井			ドアガラス		
	床	床	塵芥及び土砂等を掃き取り、 モップ等で拭き取る。(モップ 等は洗浄後固く絞り使用するこ と)			外 板					
		ステップ	ステップ台を水で洗いし、綺 麗に流した後、モップ等で拭き 取る。(モップ等は洗浄後固く 絞り使用すること) 側面と扉を固く絞ったタオル 等で拭いた後、乾いたタオルで 拭く。						扉		
	装 具	窓 枠	窓枠は、内側から固く絞った タオル等で拭いた後、乾いたタ オルで拭く。 <u>※その他乗客が触れる場所につ いてもアルカリ性液等(次亜塩 素酸ナトリウムを含む)を用い たタオルで清掃すること。</u>			マットは、ステッ プ台に立て置く。	車 外		前 後 面	外 板 バンパー	固く絞ったタオルで拭き取る。
			其 他			カップホル ダー他乗客が 使用した箇所				作業のため、錠、 金具をはずしたとき は、作業終了後完全 に施錠すること。 き損部分があった 場合は、運行管理者 に報告すること。	
	ミ ラ ー 方 向 幕 ガ ラ ス 系 統 幕 ガ ラ ス リ ヤ ガ ラ ス 後 部 エ ン ジ ン ル ー ム 上 張 り										
	窓閉の確認	作業終了後は、窓が完全に 閉まっていることを確認するこ と。	雨が降った時、車 内(シート等)が濡 れるため。			フ ェ ン ダ ー				ウエスで汚れを拭き取る。	
						タ イ ヤ				ウエスで汚れを拭き取る。	
						フ ロ ン ト ガ ラ ス				固く絞ったタオルで拭き取る。	

※車両清掃作業基準表1による車内消毒液散布を、毎月末に1回行うこと。

車 両 清 掃 作 業 基 準 表 3

(周遊バス清掃)

区 分			清 掃 方 法	摘 要	区 分			清 掃 方 法	摘 要					
内外	大 別	細 別			内外	大 別	細 別							
車 内	シート	シート及び背面	固く絞ったタオルで拭いた後、乾いたタオルで拭く。汚損部分は洗剤を使用し除去する。	き損部分があった場合は、運行管理者に報告すること。	車	側面	窓ガラス	固く絞ったタオルで拭き取る。	き損部分があった場合は、運行管理者に報告すること。					
		背面裏面					ドアガラス							
		床					床			外板				
	ステップ						扉							
	装 具 その他	柱				窓枠	水拭きし、乾いたタオルで拭く。汚染部分は自動車用希釈性撥水洗剤を使用して除去する。 ※その他乗客が触れる場所についてもアルカリ性液等（次亜塩素酸ナトリウムを含む）を用いたタオルで清掃すること。	車		外	前後面	外板	固く絞ったタオルで拭き取る。	外板スカート（木目模様部）はタワシを使用し水洗いする。
						ガラス						バンパー		
						腰板						前照灯		
						にぎり棒						黄灯		
						天井						車幅灯		
						天井						尾灯		
		灯具				制動灯								
		クーラー吹出口				フラッシュャー						ウエスで汚れを拭き取る。		
		スピーカー				ミラー								
		車内ミラー				方向幕ガラス 系統幕ガラス リヤガラス								
	換気扇	換気扇				後部エンジンルーム上張り	ウエスで汚れを拭き取る。							
換気扇		フェンダー												
換気扇		タイヤ												
換気扇	換気扇	フロントガラス	固く絞ったタオルで拭き取る。											
換気扇	換気扇	屋根看板	前面・側面	固く絞ったタオルで拭き取る。										

※車両清掃作業基準表1による車内消毒液散布を、毎月末に1回行うこと。

車 両 清 掃 作 業 基 準 表 4

(コミュニティバス清掃)

区 分			清 掃 方 法	摘 要	区 分			清 掃 方 法	摘 要			
内外	大 別	細 別			内外	大 別	細 別					
車 内	シート	シート及び背面	固く絞ったタオルで拭いた後、乾いたタオルで拭く。汚損部分は洗剤を使用し除去する。	き損部分があった場合は、運行管理者に報告すること。	車	側面	窓ガラス	固く絞ったタオルで拭き取る。	き損部分があった場合は、運行管理者に報告すること。			
		背面裏面					ドアガラス					
		床					外板					
	ステップ	扉										
	装 具 その他	柱				窓枠	水拭きし、乾いたタオルで拭く。汚染部分は自動車用希釈性撥水洗剤を使用して除去する。 ※その他乗客が触れる場所についてもアルカリ性液等（次亜塩素酸ナトリウムを含む）を用いたタオルで清掃すること。	外		前後面	外板	固く絞ったタオルで拭き取る。
						ガラス					バンパー	
						腰板					前照灯	
						にぎり棒					黄灯	
						天井					車幅灯	
						灯具					尾灯	
		クーラー吹出口				スピーカー				車内ミラー	制動灯	ウエスで汚れを拭き取る。
											後部エンジンルーム上張り	
											フェンダー	
											タイヤ	
換気扇	屋根看板	前面・側面	固く絞ったタオルで拭き取る。									

※車両清掃作業基準表1による車内消毒液散布を、毎月末に1回行うこと。

鹿児島市交通局バス清掃業務仕様書

1 業務場所及び作業項目等

(1) 業務場所

- ① 新栄営業所 鹿児島市新栄町 2 2 番 2 8 号
- ② バス整備工場 鹿児島市新栄町 2 0 番 1 2 号

(2) 作業種別

「大清掃」「観光バス清掃」「周遊バス清掃」「コミュニティバス清掃」

(3) 作業量等

作業種別における作業量は別表のとおりとし、単価契約とする。

2 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 有資格者の保持

大型 1 種自動車運転免許を保有している者を、新栄営業所に常時 1 名以上配置すること。

4 作業種別ごとの内容は、以下のとおりとする。

(1) 「大清掃」

- ① 作業日は、平日のみとする。ただし、休日ならびに 8 月 1 4 日、8 月 1 5 日、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までを除く。
- ② 作業時間は、8 時 0 0 分から 1 1 時 0 0 分までとする。
- ③ 作業清掃の内容は、車両清掃作業基準表 1 のとおりとし、次のことについて留意すること。
 - (ア) 清掃は、営業所を出庫する 1 0 分前までに終えることとし、終了時刻までに在車している全ての車両について終えること。
 - (イ) 各車両の清掃は、出勤担当者の指示に従い、高圧洗浄機などを用いて水洗い後に清掃を行うこと。
- ④ 配車業務の内容は、指定の位置に車両を停めること。

(2) 「観光バス清掃」

- ① 作業日は、毎日とする。
- ② 清掃作業時間は、1 7 時 3 0 分から 2 3 時 0 0 分までとする。
- ③ 作業清掃の内容は、車両清掃作業基準表 2 のとおりとする。

(3) 「周遊バス清掃」

- ① 作業日は、毎日とする。
- ② 清掃作業時間は、1 7 時 3 0 分から 2 3 時 0 0 分までとする。
- ③ 作業清掃の内容は、車両清掃作業基準表 3 のとおりとする。

(4) 「コミュニティバス清掃」

- ① 作業日は、火曜日・木曜日・土曜日とする。
ただし、12月31日から1月3日は除く。
- ② 清掃作業時間は、20時00分から23時00分までとする。
- ③ 作業清掃の内容は、車両清掃作業基準表4のとおりとする。

5 次の事項を、作業員に周知徹底させること。

- (1) 本業務に必要な用具、消耗品（雑巾・モップ・自動車用希釈性撥水洗剤・ほうき・ホース・ドライワイパー・バケツ・タオル・吸水性モップ及びタオル等）及び消毒液撒布器具は、全て受注者で負担すること。
- (2) 作業従事者は、洗車用の給水の際にはストップノズル付のホースを使用し、節水に心掛けること。
- (3) 作業従事者は、本業務の遂行するにあたり車内に遺留品（貴重品を含む）を発見したときは、速やかに出勤担当者に車号を含めて報告するとともに当該遺留品を引き渡すこと。

6 作業員の出勤及び作業終了の報告

- (1) 作業員が出勤時に押印した出勤簿については、月末に提出する報告書に添付すること。
- (2) 清掃作業を終えたときは、現場責任者は車両番号を確認し、清掃台数を日々の報告書とともに運行管理者に報告すること。
- (3) 作業員が退勤するときは、現場責任者は各営業所の出勤担当者に報告すること。

7 本業務の遂行にあたり次の事項について留意すること。

- (1) 作業員の風紀、衛生その他身元一切に関して責任を負うこと。
- (2) 出勤表を作成して1月ごとに発注者に提出すること。
- (3) 作業員が出勤したときは、自ら出勤表に押印させ、出退勤を運行管理者に報告させるものとする。また作業員の休暇、遅刻、早退の場合は、交代の作業員を遅滞なく配置すること。
- (4) 作業員に対しては、常に服装を正させ、作業を安全かつ確実に行わせること。
- (5) 常に言語、態度に留意し、他人に不快の念を与えないように指導を行い、作業員に徹底させること。
- (6) 作業時に車両・施設・設備・機械器具等に損害を与えたとき、又は破損箇所を発見したときは、発注者に速やかに届けること。
- (7) 作業員は、車両の移動を行う場合は、免許保持者が行うとともに事故防止に十分留意すること。また、労務災害等の事故防止に努めるとともに、車両の往来に十分注意し、特に夜間作業時においては反射材を活用するなどして構内事故防止に努め、安全に作業が行えるように配慮すること。
- (8) 発注者が作業に要する洗浄剤または消耗品を試験使用させるときは、発注者の費用負担で行うこととする。
- (9) 作業員等が通勤等に使用する自動車による駐車場の使用は禁止とする。

8 労働環境の確認に関する特記事項

- (1) 受注者は、本契約の履行に従事する従業員に係る労働環境に関し、発注者指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後速やかに提出するものとする。
- (2) 発注者は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。
- (3) 発注者は、(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。

9 受注者は、契約締結後、速やかに作業員名簿（氏名・作業経験年数及び採用年月日等を記載）を発注者に提出するものとし、作業員に異動が生じたときは、直ちに異動届を提出すること。

車両清掃委託業務確認表

バス課長	係長	係

令和 8 年 月度 新栄 営業所

種目日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	小計
大 清 掃																	0
観 光 バ ス																	0
周 遊 バ ス																	0
アイランドビュー																	0
あ い ば す																	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認印																	
種目日付	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		小計
大 清 掃																	0
観 光 バ ス																	0
周 遊 バ ス																	0
アイランドビュー																	0
あ い ば す																	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
確認印																	

大清掃1~16	×	0台 =	0円	観光バス1~16	×	0台 =	0円
大清掃17~31	×	0台 =	0円	観光バス17~31	×	0台 =	0円
大清掃月合計	×	0台 =	0円	観光バス月合計	×	0台 =	0円

あいバス1~16	×	0台 =	0円	周遊バス1~16	×	0台 =	0円
あいバス17~31	×	0台 =	0円	周遊バス17~31	×	0台 =	0円
あいばす月合計	×	0台 =	0円	周遊バス月合計	×	0台 =	0円